

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の日曜日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第一号

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例（平成三年五月鳥取県条例第十八号）の施行期日は、平成四年三月一日とする。

目 次

◇ 規 則

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（商工指導課）

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則を廃止する規則（生活保安課）

◇ 公安規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（警務課）

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間等を定める規則を廃止する規則（生活保安課）

規 則

鳥取県工業試験場手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成四年二月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年二月二十九日

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

鳥取県規則第二号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則を廃止する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則（昭和五十三年九月鳥取県規則第五十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成四年三月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成四年二月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和四十五年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定により、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の事務の鳥取県警察本部長及び警察署長への委任について必要な事項を定めることを目的とする。

（鳥取県警察本部長への事務の委任）

第二条 公安委員会は、道路交通法第百十四条の二第一項の規定により、次の各号に掲げる事務を鳥取県警察本部長に委任する。ただし、公安委員会が弁明の機会を供与し、又は聴聞をした事務については、この限りでない。

一 運転免許（以下「免許」という。）の保留

二 免許の効力の停止

三 前二号に掲げる処分の際の弁明の機会の供与及び聴聞

四 免許の保留及び免許の効力の停止の期間の短縮

五 仮運転免許を与えること。

六 仮運転免許の取消し

2 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十一条第一項の規定により、同法第二十四条第一項に規定する命令（以下この条において「仮の命令」という。）に関する事務並びに同法第十五条第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第二項及び第三項に規定する事務を鳥取県警察本部長に委任する。

（警察署長への事務の委任）

第三条 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十一条第三項の規定により、同法第十一条第一項、第十七条第一項及び第十九条の規定による命令を警察署長に委任する。

附 則

この規則は、平成四年三月一日から施行する。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年二月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三章中第十条の前に次の一条を加える。

(車両等の運転者の遵守事項)

第九条の二 法第七十一条第六号に規定する車両等の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 積雪又は凍結している道路において自動車運転するときは、タイヤチェーン、スノータイヤ等自動車のすべり止めに効果のある措置を講ずること。

二 カーラジオ、カーステレオ等の音を大きく出し、又はイヤホン若しくはヘッドホーンを使用してこれらを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。

三 下駄、ハイヒール等運転操作に支障を及ぼすおそれのある履物を履いて自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。

四 自動二輪車に運転者以外の者を乗車させて運転するときは、その者を乗車装置に前向きにまたがらせること。

五 傘をさし、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で自動二輪車又は原動機付自転車を運転しないこと。

第十条を次のように改める。

第十条 自転車の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 有効な警告音を備えていない自転車を運転しないこと。
二 傘をさし、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそ

れがある方法で自転車を運転しないこと。

2 自転車の運転者は、夜間、自転車側面に反射器材を備え付けて運転するように努めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間等を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成四年二月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第三号

銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間等を定める規則を廃止する規則
銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間等を定める規則(昭和五十三年十一月鳥取県公安委員会規則第七号)は、廃止する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第四号の規定による許可又は第九条の五第二項の規定による認定を受けている者の許可の期間又は認定証の有効期間については、なお従前の例による。